



# 長野県報

11月18日(月)  
令和6年  
(2024年)  
第560号

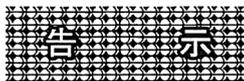
## 目次

### 告示

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)..... | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....       | 1 |

### 公告

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 随意契約の相手方の決定(2件)(施設課).....         | 2 |
| 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課)..... | 3 |



### 長野県告示第593号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県飯田建設事務所において縦覧に供します。

令和6年11月18日

長野県知事 阿部 守一

- 河川の名称  
天竜川水系 一級河川 野底川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和6年11月18日
- 廃川敷地等の位置  
飯田市小伝馬町一丁目3849番12及び同地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 598.37平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

### 長野県諏訪建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年12月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年11月18日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃 敏成

- (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 岡谷茅野線

## (3) 道路の区域

| 区 間                                       | 新旧別 | 敷地の幅員            | 延 長          |
|---|-----|------------------|--------------|
| 岡谷市湊四丁目5922番の19地先から<br>岡谷市湊五丁目5921番の8地先まで | 旧   | m<br>22.0 ~ 22.0 | km<br>0.1720 |
| 同 上                                       | 新   | 22.0 ~ 25.0      | 0.1720       |

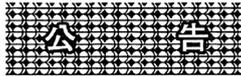
## 2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路 線 名 神ノ原青柳停車場線

## (3) 道路の区域

| 区 間                                | 新旧別 | 敷地の幅員          | 延 長          |
|------------------------------------|-----|----------------|--------------|
| 原村払沢4537番の4地先から<br>原村払沢5421番の2地先まで | 旧   | m<br>5.0 ~ 8.6 | km<br>0.1420 |
| 同 上                                | 新   | 7.0 ~ 9.6      | 0.1420       |

道路管理課



## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和6年11月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
赤穂総合学科新校（仮称）施設整備事業設計業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県建設部施設課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年10月9日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名 称 畝森・teco 設計共同体  
(2) 所在地 東京都台東区浅草橋3-12-6
- 随意契約に係る契約金額  
301,180,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号該当

施設課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和6年11月18日

長野県知事 阿 部 守 一